

朝鮮王公族実録（記）の編修（纂）について

堀口 修

はじめに

一九一〇年八月二二日、「韓国併合ニ関スル条約」が調印された。この時、高宗太皇帝（李熙。一八五二～一九一九）、純宗皇帝（李坻。一八七四～一九二六）とその后（尹氏）、皇太子英親王（李垠。一八九七～一九七〇）の四名が「王族」、皇帝の弟にあたる義親王（李岍。一八七七～一九五五）とその后（金氏）、太皇帝の兄にあたる完興君（李載冕（熹）。一八四五～一九二二）とその後の四名が「公族」とされた。¹⁾ 本稿の目的は、その王公族のうち、高宗太皇帝、純宗皇帝、完興君、永宣君（李垞鎔。完興君の子。一八七〇～一九一七）に関する伝記編修（纂）について若干の考察を加えるものである。なお、本稿はあくまでも日本側の立場で高宗太皇帝、純宗皇帝、完興君、永宣君の伝記編修（纂）を検討したものであるので、李太王、李王、李熹公、李垞公と記させていたたく。

近代における日本と韓国の関係は、西洋諸国の圧力の下、東アジア世界が新たな対応を迫られる激動の時代へと突き進む中で展開していった。その歴史の歩みの中から韓国併合という歴史がくり出された。その歴史がもたらしたものは、いま現在の政治、外交、経済、軍事などすべての面に涉って重要な問題を突きつけている。そうした歴史を

踏まえて未来の日韓関係を構築するための歴史認識の確立が重要との考えから、ながい間、議論されてきてきているが、そこにはまだまだ多くの困難が伴い両国が受け入れられる到達点がみえてこない。であるならばまずは、その事実としての歴史にこだわりの、中でも関係史(資料)の発掘に力を傾ける作業が求められよう。本稿を作成する動機の根底にはそのような問題意識がある。

さて、本稿の具体的な目的は、李太王、李王、李熹公、李峻公の伝記、それも日本側の立場で編修(纂)された伝記を取り上げ、その編修(纂)の経緯を明らかにすることである。しかし、王公族の実録関係の史料は少なく、不明な点が多々あるので、まさにこれからはじまる研究にわずかな材料を提供するに過ぎないことをお断りしておく。なお、史料の引用に際して、読みやすさ等を考慮して適宜句読点を付したところがある。

一 宮内省図書寮における編修

宮内省図書寮において編修された左の御三方の伝記について、最初に情報が公開されたのは『書陵部紀要』創刊号(一九五一年)で、その「編修課事業概要」中につきのような記事が掲載されていた。

五 朝鮮王公族実録

四十六冊

李太王・李熹公・李峻公三方の実録にして、李太王実録三十冊、李熹公実録九冊、李峻公実録七冊より成る。
大正八年より着手し、同十二年十一月編修を了した。

とある。この記事から編修は大正八年から着手され、同二年一月に終了し、御三方の実録の冊数は、李太王三〇

冊、李熹公九冊、李峻公七冊の計四六冊であつたことがわかる。現在、これらはいずれも宮内公文書館所蔵になるものであるが、朱書きによる校訂・訂正などが施されており清書本でない。

つぎに、宮内省の公文書類^③に關連文書があり、それには右の記事と比べより詳しくわかる記述があるので、左にその文書を掲げてみる。

大正十二年十二月十三日

図書寮

宮内大臣

報告

朝鮮王公族実録編修ノ件、大正八年御決濟ニ基キ同年六月ヨリ図書寮御用掛淺見倫太郎之ヲ担任シ銳意之ヲ編修ニ從事セシメ居候処、今般別紙報告書ノ通完成仕候ニ付、此段及御報告候也。

追テ添付ノ実録及実録資料ハ御高覧ノ上ハ御返送相成度。

王公族三殿下ノ実録編修報告ノ件

小員ハ嚮ニ大正八年六月二日王族及公族実録編修担任ノ命ヲ拜シ編修補助員吹野信履、朝鮮人李泰成、盧貴、宋甲義、知其ノ他寮ノ大小各員ノ前後協力ヲ得テ編修ノ事務ニ従事シ、今ニ至ルマテ四年有半ナリ。其ノ初二於テ例規凡例様式ヲ立案シ、王公族各箇ノ譜略ヲ準備シタリ。譜略ハ各箇実録中ニ編入シ、或ハ之レヲ附録ト為シタルモノ年表ノ類タルヲ以テナリ。凡例ハ各箇実録ノ首章ニ編入シタルモノ各実録毎ニ多少ノ變通ヲ要スルヲ以テナリ。実録ノ様式ハ紀事本末ニ編年ノ体ヲ寓スト雖モ、一人ノ伝記ニ此ノ体例ヲ具フルモノハ古來未タ之レアラス。王公族ニ実録アルハ既ニ前朝ノ創制ニ係リ、其ノ実録ノ編修ニハ惟是ノ様式ヲ用フルヲ可ナリト為スモノナリ。十

朝鮮王公族実録(記)の編修(纂)について

年十一月十日ニ至リ李熹、李竣二公及ヒ李熙太王ノ三殿下実録ハ逐次ニ其ノ稿ヲ脱シ資料謄写ハ略其ノ功ヲ竣リタルモ、李太王ハ一旦君主ノ地位ニ在リ。其ノ在位ハ四十五年ニ亘リ、其ノ事蹟ハ浩瀚ニシテ涯リナシ。其ノ事蹟ノ細大輕重ヲ判別シテ之レカ資料ヲ抄撮節略スルコト容易ニアラス。十二年ニ至リ既完ノ稿本ニ就テ実録ノ章節ヲ整頓シ、又其ノ資料ヲ増損シタリ。各引用書目ハ之ヲ実録ノ首ニ明示ス。李熹公ニ付テハ其ノ數三十二部、李竣公ニ付テハ其ノ數二十四部、李太王ニ付テハ其ノ數一百六十六部無慮二千有余冊ナリ。資料ハ其ノ種類ヲ分チ一々番号ヲ付シ、其ノ箇數ヲ明白ニシタルモ、之ヲ実録ニ注記スルニ当リテハ各章節ノ首ニ其ノ種類番号ヲ引照スルニ止メタリ。番号ノ注記ヲ省略シタリ前後稿本ニ變改アルヲ以テ資料冊次ノ首ニ對照冊次ヲ附シ以テ其ノ變改ヲ明申シタリ。

小員ハ壯歲任ヲ統監府ニ承ケ職ハ司直ニ在リ。老朽遲暮史筆ノ素アルニ非ス。漫ニ纂修ニ膺リテ三長ノ才ニ乏シ精ヲ疲ラシ力ヲ竭クシ僅ニ編ヲ成スヲ得タリ。若シ夫レ取捨ニ過不及アリ。剪裁ニ宜ク失スルモノアル如キハ自ラ僭妄ニシテ罪ヲ逃ルル所ナキヲ知ル。編修ノ成績左ノ如シ。

一 李熹公実録 三冊 百六十八枚半

一同 資料 六冊 八百六十二号

計 九冊

一 李竣公実録 二冊 百八十二枚

一同 資料 五冊 五百二号

計 七冊

一 李太王実録 六冊 一千二百二十二枚

一同 資料 二十四冊 四千〇九号

計 三十冊

総計 四十六冊^④

右謹テ報告仕候也。

大正十二年十一月三十日 図書寮御用掛浅見倫太郎(印)

図書頭杉榮三郎殿

右の文書から重要な事項を整理・確認しておきたい。

① 編修は、大正八年六月から開始され、同一二年一月に終えた。

② 宮内省図書寮において李太王実録・李熹公実録・李峻公実録の編修に従事したのは、王族及公族実録編修担任図書寮御用掛従四位勲四等法学博士浅見倫太郎である。

③ 編修補助員吹野信履、朝鮮人李泰成、雇員六戸義知その他図書寮のメンバーの協力を得て編修を進めた。

④ 最初に「例規凡例様式」を立案し、各王公族の「譜略」を準備した。「譜略」は、各々の実録中に編入、或は「附録」とした。「凡例」は、各実録の首章に編入した。実録の様式は、「紀事本末」に「編年ノ体」を合わせ持つものであるが、この体例は一人の伝記では古来からないものであるが、王公族に実録があるのはすでに「前朝ノ創制」に係わり、その編修にはこの様式を用いた。

⑤ 大正一〇年十一月一〇日に至り李熹、李峻二公及び李熙太王の三殿下の実録は、逐次脱稿し、資料謄写はほぼ竣功したが、李太王は一旦君主の地位にあり、その在位は四十五年に亘り、その事蹟は浩瀚で限りがない。その事蹟の細大軽重を判別して資料を抄撮節略するのは容易でなかった。

⑥ 大正一一年に至り既完の稿本については実録の章節を整頓し、またその資料を増損した。各引用書目は、実録の首に明示した。

⑦竣功した実録は、「李熹公実録」三冊（百六十八枚半）・資料六冊（八百六十二号）・計 九冊、「李竣公実録」二冊（百八十二枚）・資料五冊（五百二号）・計七冊、「李太王実録」六冊（二千二百二十二枚）・資料二十四冊（四千〇九号）・計三十冊、総計四六冊である。

⑧引用書目は、李熹公は三二部、李竣公は二四部、李太王は一六六部、およそ二、〇〇〇有余冊である。

⑨資料は、その種類を分けて一々番号を付し、その箇数を明白したが、これを実録に注記するにあたり各章節の首にその種類番号を引照するに止めた。

以上が報告書の内容であるが、実はそれとは異なるもう一通の報告書がある。これは「廢案」とされたが、内容を検討してみるとさきの報告書に比べて格段に詳しく、且つ重要なことを伝えているので、すこしながいものであるが左に引用してみたい。

廢案

報告書

大正八年五月末日、囑託員拜命。六月二日、王族及公族実録編修ヲ命セラレ、大正十年十月七日、御用掛ニ改メラレ、以テ今日ニ至ル。謹テ事務概況ヲ報告スルコト左ノ如シ。

奉命ノ初ニ於テ寮ノ職制上、王族及公族実録ノ応サニ編修スヘキモノハ李熹公、李竣公及ヒ当年薨去ノ李太王ノ実録ナリ。而シテ存生中ノ二公妃殿下ノ合録ハ記録ノ便宜上、大正六年^{アキマ}ヲ以テ定限ト為シタリ。

編修補助員一員写字生一員ヲ專屬セラレ、翌年朝鮮人補助員一員ヲ増員セラレ、大正十年末日予定ノ資料謄写工ヲ竣ルヲ以テ何レモ解任セラレタリ。機関ノ淡薄ナルコト此ノ如キヲ以テ寮ノ各員ノ補助ヲ受ケタルコト尠カラス。

本員ハ寮ノ事務官ト協議シ実録例規、実録凡例、編修員服務規程ヲ立案シ事務ノ進行ヲ図リ、又李熹公譜略、李竣公譜略、李太王譜略ヲ作成シ、其ノ後又之ヲ補正シタリ。而シテ二公一王ニ関スル記録ノ調査、資料ノ採扱並

二実録編修ハ同時ニ之ニ着手シ、後方針ヲ變更シニ公ヲ先ニシ大王ヲ後ニシ、以テ従速ノ竣工ヲ図リタリ事ハ大正八年十二月十五日附報告書ニ詳ナリ。

大正九年六月三十日、李熹公ノ実録稿本成り、十月三十一日、李竣公ノ実録稿本成り、謄写ノ資料ト共ニ各簿冊ヲ成シ、皆報告書ヲ添付シタリ。

是ノ歳十月十四日、史料調査及事務承合ノ為メ朝鮮へ出張ヲ命セラレ出発シ、五日間京城ニ滞在シテ帰任復命シタリ。其ノ用件左ノ如シ。

朝鮮総督府参事官室所管ノ李太王日省録残部借入ノ件ハ追送ヲ受ケタリ。

同府秘書課所管ノ海牙密使事件記録借入ノ件ハ追送ヲ受ケタリ。

同府参事官所管ノ李太王儀軌借受中ノ処、巻冊浩瀚ニ付、謄写不能ナルニ依リ、図書寮ニ其儘寄贈ヲ受ケタキ旨ノ件ハ交渉ヲ遂ケタリ。

京畿道庁ヨリ徳寿宮警察派出所日誌借入ノ件ハ追送ヲ受ケタリ。

李王職ヨリ李太王喪儀記録ノ追送ヲ受ケタリ。

同職ヨリ贈進記録ノ写一通ヲ受領セリ

同 金谷里墓並ニ旧洪陵墓壇内設計図ノ追送ヲ受ケタリ。

李竣公家所有地籍簿ノ写ニ査定確定ノ日附ヲ記載シ追送ヲ受クルノ件ハ今ニ至ルマテ追送セス。

爾後力ヲ李太王実録ノ編修ニ専ニシ大正十年十一月十日、李太王実紀畢撰シ実録稿本一千六百六十四枚ハ同時ニ之ヲ淨写ニ付シ十六冊ヲ成シ、資料総数五千五百七十二号^(マ)ハ並ニ資料目次ヲ併セテ八十六冊ヲ成シ、之ヲ装訂ニ付シ総数一百二冊ヲ成シタリ。

以上ノ如ク従速畢役ノ目的ヲ以テ編修ノ工程ヲ進捗シ、大正九年ニ公ノ実録成り、大正十年^(李)太王ノ実録成リタル

モノナレハ、特ニ功程ノ成績ノ報告ヲ提出セス。右成績ハ左ノ如シ。

李熹公実紀稿本^(ママ) 三冊

同 資料 六冊

李峻公実紀稿本^(ママ) 二冊

同 資料 六冊 内一冊取調中

李熙王実紀稿本^(ママ) 十六冊

同 資料 八十五冊

同 資料目次 一冊

大正十一年以降本員ノ從事シタル事務ハ之ヲ三項ニ分テ記述スヘシ。

第一項 蒐集記録ノ処理

既往実録編修ニ関スル蒐集記録ハ百有余部一千有余冊ニシテ、逐次ニ之ヲ借入シ逐次ニ之ヲ返還シタルモノアリ。其ノ借入ニ係ルモノハ同年七月ヲ以テ大略返還ヲ了シタリ。左ノ如シ。

一朝鮮総督府ヨリ借入記録

右記録中、李太王即位以後ノ典礼記録ハ概シテ儀軌ト称ス。典礼挙行ノ顛末書ナリ。実録資料ノ主要記事ニシテ一々抄撮シテ資料ト為スヘキモノナルモ巻帙浩瀚ニシテ謄写不能ニ属スルモノアリ。仍テ前年出張ノ際、之レヲ譲受テ交渉シ宮内次官ヨリ総督府政務總監ニ宛テタル公文書ヲ以テ照会ノ上、総督府ヨリ図書寮ニ寄贈ノ手續ヲ以テ之ヲ決了シタリ。其ノ実ハ借受ノ分ヲ其ノ儘譲受タルモノニシテ、総督府掛官ヨリ本員ニ宛テ書信ヲ以テ、右ハ特別処分ニ係ルヲ以テ今後ノ例トセラレサランコトヲ望ムトノ申出アリ。本員ハ之ヲ諒シ、其ノ旨寮頭ニ上申シタリ。此ノ他ノ借入記録ハ全部返還ヲ了シ、其ノ授受数目ハ公文書ヲ以テ明白ニセリ。

一李王職ヨリノ借入記録

右記録ハ李錮公家所有ノ記録文書ヲ包含スルモノニシテ一切返還ヲ了シ、公文書ヲ以テ其ノ授受ヲ明白ニセリ。
一京畿道庁ヨリ借用記録

右記録ハ返還ヲ了シ、公文書ヲ以テ明白ニセリ。

一東京帝国大学ヨリ借入記録

右ハ太祖実録、世宗実録ノ一部及哲宗実録ニシテ返還ヲ了シ、公文書ヲ以テ明白ニセリ。

一図書寮所蔵ノ記録

新二購入シタル韓国官報、法規類聚、濬源譜略等ノ書ト、從來寮ノ所蔵ノ朝鮮本ハ隨時ニ借覽使用シタリト雖モ、参考ノ記録多カラス。前記ノ借入ニ因ルモノヲ多シトス。而シテ実録ニ引用シタル記録ハ各実録ノ引用書目ニ之ヲ掲ケタリ。

第二項 典章故実ノ保存

実録成立シテ其ノ資料ノ採扱ヲ畢リタル後ニ於ケル実録ノ性質ハ、他ノ参考記録ト同シク一ノ典章故実タルヘキヲ以テ、他ノ参考記録ト共ニ關係各局部ノ展覧ニ供スレハ実録呈進ノ前タルト後タルトニ関セス記録保存ノ良法ナリト史料スルヲ以テ、本員ハ寮ノ事務官ト協議シ展覧会ヲ準備シタリ。而シテ先ツ寮ノ保管ノ図書ニ就キ類ニ從テ目錄ヲ作成シ、函架番号ヲ注記シ、左ノ目錄ヲ作成シタリ。

一典章類 三十七部

一五礼類 十五部

一家礼類 十五部

一儀軌類 七十部

一雜纂類 二十六部

大正十一年七月七日、森寮頭（林太郎―引用者）不幸ニシテ官ニ薨シ、五味事務官（均平―引用者）カ寮頭事務

取扱ヲ命セラル、ニ及ヒ、前記圖書中展覽ニ供スヘキ図書ノ選定并ニ之レカ解題ヲ準備シタルモ、本年一月以來事務官カ病氣引籠ノ為メ、親シク区処ヲ受クル能ハサルヲ以テ停止シタリ。本員カ解題ヲ作成シタル図書左ノ如シ。

一 五礼類 十五部

一 永礼類 十五部

一 儀軌類 十三部

次ニ実録編修上、借入タル記録中之ヲ寮ニ保存シテ参考ノ資料ト為スヘキモノアリ。寮ノ事務官ト協議シ繼續鈔写シタルモノ左ノ如シ。

一 国朝（李朝）続五礼儀補 一冊

一 李太王癸酉進爵儀軌 一冊

一 王子師傅相見儀 一冊

一 納采同牢宴儀 一冊

一 義原君嬪行状等 一冊

一 李熙王詩 一冊

一 李熹公詩 一冊

一 李峻公詩稿 一冊

一 李峻公從官錄 一冊

一 別本李峻公官錄 一冊

一 李熹公從官錄 三冊

一 度支五礼攻 七冊（鈔写未畢）

一 国朝縉紳 二冊（鈔写未畢）

第三項 稿本ノ修正

実録ノ稿本ハ前記ノ如ク一応畢撰シテ簿冊ト成シタルト雖モ、寮ノ事務官ヨリ各箇実録ノ題号ヲ一様ニ実録ト修正スル件、李熹公実録ノ交際条ノ記事ニ削減ヲ加フルノ件、李峻公実録ノ財産条ノ資料補充ノ件、李太王実録ノ章節ヲ変更シ外編各章節ヲ本編ニ編入スル件並ニ同資料ヲ増減変更シテ資料番号目録ヲ調成スルノ件ヲ協議セラレ、本員ハ之ヲ再考シ各実録ヲ通シテ之レカ修正ニ着手シタリ。其ノ要点左ノ如シ。

一 実録ノ題号ノ件

初稿ニ実紀ト題セルハ二公一太王皆同シ。漢字ノ意義ハ之ヲ実録ト云フモ実紀ト云フモ同一ニ歸着スト雖モ、其ノ使用例ニハ因襲アリ。我邦上古ノ天皇実録ハ起居注ノ集約ニシテ史官ノ作成セル所ナリ。唐宋元明清ヨリ朝鮮ノ哲宗実録ニ至ルマテ皆此ノ例ニ依ラサルハナシ。即チ君主ニ非レハ実録ヲ有セサルナリ。今ノ作ル所ハ公私^(イ)ノ文書ヲ鈔録シテ之ヲ資料ト為シ記事本末ニ編年ヲ寓ス。是レ実録ノ体例タルモノニ非スシテ実紀ノ名目ヲ可ナリトス。本員ハ之ヲ引照スル為メ別ニ伝記実録故事ヲ編纂シタリ。然レトモ本員ハ之ヲ再考シテ、朝鮮ノ王朝ニハ世々実録ヲ制定シテ一王ノ制度ヲ維持シタルモ、併合以後統治ノ權天皇ニ歸シ、実録ノ編修ハ寮ノ職制ニ属セルモノニシテ、之ヲ明白ニスルニハ其ノ体例如何ニ拘ラス、之ヲ実録ト題スヘキモノナリ。而シテ将来王公家実録ノ体例ハ実紀ノ体例ヲ遵守スルヲ以テ妥当ナリト信シ、今ノ簿冊ノ題号ニ修正ヲ加ヘタリ。

一 李太王ノ名号ノ件

死者ノ名号ニ略称ヲ用フルハ修史ノ常例ナリ。其ノ生時ニ德寿宮李太王殿下ト称セルハ最終ノ名号ナリ。之ヲ実録ニ載スルニ当リ、其ノ姓名ヲ冠シテ李熙王ト略称シ、更ニ略シテ王ト称シタルモ、今之ヲ修正シテ李太王ト略称シ、又太王ト略称シタルハ記事ノ体例ヲ統一シタルナリ。

一 閔妃ノ名号ノ件

朝鮮王公族実録(記)の編修(纂)について

之ヲ太王ノ実録ニ合録スルニ当リ、初稿ニハ廢后閔氏又ハ閔妃ト称シタルモ、其ノ最終日ノ名号ハ王后ナルヲ以テ、今之ヲ修正シテ王后閔氏又ハ閔后ト略称シタリ。

一 嚴妃ノ名号ノ件

嚴妃ハ本ト尚宮ニシテ尚宮ハ猶ホ内命婦ノ職号ナリ。陞テ貴人淳嬪淳妃ニ封セラレ尋テ皇貴妃ニ陞冊セラレ一タヒ陞后ノ議アリテ遂ニ后ニ陞ラス。然レトモ此ノ事実ハ李太王ノ配偶者タルヘキナリ。而シテ併合以後、太王ノ儷匹タル名号並ニ礼待ヲ享有セス。庶民タルト等シキナリ。而カモ朝鮮ノ民籍ニハ登錄ヲ闕キ李主職ノ作成シタル王公族牒籍ニモ其ノ録ヲ闕ケリ。故ニ其ノ最終日ノ名号ハ公正ノ記録ニ明白ヲ缺クモノナリ。然レトモ前記ノ事実ハ之ヲ李太王実録ニ合録セサルヘカラス。初稿ニ宮人嚴氏ト称シタルモ、其ノ德寿宮中ニ居住スル女子ハ一例シテ之ヲ内人ト称スルヲ以テ今之ヲ修正シテ内人嚴氏ト為シ、又略シテ嚴氏ト云ヘリ。凡ソ是等ノ修正ハ三箇実録ノ全部ニ通シテ之ヲ修正スヘキモノナルヲ以テ悉ク之ヲ修正セリ。次ニ李太王実録ノ章節ヲ變更シタルコト左ノ如シ。

本稿

初稿

李太王実録ト改ム

李熙太王実紀

目次

目次

第一章 下二同シ

第一章

第一節 下二同シ

第一節

第二節 下二同シ

第二節

第三節 下ノ第五章中ノ附載及ヒ第

八節ヲ除キタル全部並ニ下

ノ第十三章ヲ入ル

第二章

誕生冠礼ニ改メ下ノ第二章

第二章

第三章中ノ封君名号ヲ除キ

他ハ此ニ入ル

第三章

教育講封ニ改メ下ノ外篇第

第三章

一章ヲ入ル

第四章

下ニ同シ

第四章

第一節

下ニ同シ

第一節

第二節

王后閔氏事蹟ニ改ム

第二節

第三節

内人嚴氏事蹟ニ改ム

第三節

第五章

身位第一節称号第二節徽号

第五章

ニ改ム下ノ第三章中ノ封君

第二章中ノ名号ヲ入ル

第一節

第二節

第十七章ニ入ル附載ヲ雑載

附載ノ一

ニ改ム

第十七章ニ入ル附載ヲ雑載

附載ノ二

ニ改ム

第三節

第四節

第十七章ニ入ル附載ヲ雜載

附載

ニ改ム

第五節

第十七章ニ入ル附載ヲ雜載

附載ノ一

ニ改ム

第十七章ニ入ル附載ヲ雜載

附載ノ二

ニ改ム

第十七章ニ入ル附載ヲ雜載

附載ノ三

ニ改ム

第六節

第七節

第八節

第九節

第八章ニ入ル

第六章

勲位優遇ニ改ム下ノ第十二章ヲ入ル

第六章

章ヲ入ル

第七章

下ノ第十一章ヲ入ル

第七章

第八章

外国交際ニ改ム

第八章

第一節

下ノ第十二章第一節ヲ入ル

第二節

下ノ外篇第三章ヲ入ル

第三節	下ノ第十二章第二節ヲ入ル	
第四節	下ノ第五章第八節ヲ入ル	
第五節	下ノ第十二章第三節ヲ入ル	
附録	新ニ加フ	
第九章	国内政治ニ改ム	第九章
第一節	下ノ外篇第二章ヲ入ル	
第二節	下ノ外篇第四章ヲ入ル	
第三節	下ノ外篇第五章ヲ入ル	
第十章	下ノ第六章ヲ入ル	第十章
第十一章	下ノ第七章ヲ入ル	第十一章
第十二章	下ノ第八章ヲ入ル	第十二章
第十三章	下ノ第九章ヲ入ル	第十三章
第十四章	喪祭ニ改メ下ノ第十章ヲ入ル	第十四章
第一節	哲宗喪祭諸儀ニ改メ第一節以下四節ヲ入ル	第一節
第二節	下ノ第五節ヲ入ル	第二節
第三節	下ノ第六節ヲ入ル	第三節
第四節	妃嬪喪祭諸儀ニ改メ下ノ第七節ヲ入ル	第四節

第五節

第六節

第七節

第十五章 文芸ニ改ム新ニ加フ

第十五章

第十六章 服喪薨去ニ改メ下ノ第十五

第十六章

章及ヒ第十六章ヲ入ル

第十七章 雜載ニ改ム新ニ加フ

第一函 下ニ同シ

附図第一

第二函 宮中肅清警衛配置図ヲ加フ

附図第二

第三函 下ノ第二ニ同シ

附図第三

第四函 下ノ第三ニ同シ

外篇第一章 削ル

外篇第二章 削ル

外篇第三章 削ル

外篇第四章 削ル

外篇第五章 削ル

以上ノ如ク李太王実録ハ外編五章ヲ削テ之ヲ本編中ニ編列シ、本編中紀年ノ附載ハ新ニ第十七章雜載ヲ設ケテ之ニ編入シタリ。而シテ李太王ハ前朝ノ君主ニシテ其ノ入宮ヨリ廢帝タルニ至ルマテ在位四十五年其ノ紀年ト其ノ政事上重要ナル事變トハ当初立案シタル王族実録ノ凡例目次中適當ノ記載欄ナク、又其ノ記載ヲ闕クヘカラサルヲ以テ、政事上重要ナル事變ハ之ヲ総說中ニ款項ヲ設ケテ編入シ、其ノ紀年ニ係ルモノハ之ヲ雜載ノ章ニ編入シタリ。

前記卅十^五余号ニ亘ル資料ヲ増減變更シテ実録記事ノ各項ニ配當セシメ、且ツ其ノ目錄ヲ調成スルノ件ハ資料ノ保存ト索引檢索上極メテ便宜ノ方法ニシテ、之ヲ作成スルコト不能ニ非スト雖モ、機関ノ單弱ト短少日子トノ能ク辨スル所ニ非サルヲ以テ、二公実録編修ノ当初ヨリ類別索引ノ方法ヲ採用シタリ。是レ一ハ寮ノ保存スル幾十百万ノ記録中実録編修ニ要スル資料ハ幾ハクモ枉ラスシテ、本件実録ノ編修ニ當リ其ノ過半ハ之ヲ公私ノ借入記録ニ依頼セサル能ハスシテ、將來実録ノ編修ニ於テ不時ノ需求ニ応スル能ハス。故ニ本員ハ採択資料ヲ予定スルニ當リ多少該記録ノ原型ヲ保存スルニ力メタルヲ以テ、初メヨリ鈔写ノ不能ナルヲ認メテ原本記録ヲ保存シタルコト儀軌類記録ノ如キアリ。初メヨリ記録ノ全写ヲ可能ナリト認メテ、之ヲ全写シタルコト李熹公李塚公從官録^(マ)ノ如キアリ。而シテ各実録資料ニハ其ノ梗概ヲ存スルノミ。其ノ資料ニ過不足アルヲ免レスシテ、テ極メテ違例ニ属スルノ嫌アリト雖モ、該記事ハ李太王朝ノ前半ニ於ケル典礼事項ニ關スルモノニシテ、主トシテ李熹公從官録ニ依レリ。而シテ該資料ハ同記録ノ梗概ト李太王朝日省録ノ鈔節ヲ以テシタルハ尤モ資料ノ過不足アルモノニ属スト雖モ、將來不時ノ需アルニ當リテハ本書記録ヲ鈔写シテ之ヲ了スルヲ得ヘシ。終リニ本書修正実録ト資料目錄トヲ對當セシムル為メ對照目錄ニ通ヲ作成シ、之ヲ各卷ノ首ニ掲ケ以テ其ノ責ヲ塞カントス。

史ヲ修スレハ 枯葉ヲ払フカ如シ。随テ払ヘハ随テ墜ス。希クハ右功程ヲ以テ編修完了ノ一期ト為シ、本員解由ノ光榮ヲ賜ハランコトヲ別紙成績報告相添工謹テ報告仕候也。

大正十二年七月三十一日

御用掛淺見倫太郎

杉岡書頭閣下

朝鮮王公族実録(記)の編修(纂)について

右の廢案報告書の内容は非常に多岐に渉るので、重要な点に絞って整理・確認をしてみた。

- ①大正八年五月末日、御用掛囑託員を拜命し、六月二日、王族及公族実録編修を命ぜられた。ついで大正一〇年一〇月七日、御用掛となり今日に至る。
- ②奉命当初、図書寮の職制上からして編修すべき王族及公族実録は、李熹公、李竣公及び当年薨去された李太王の実録であった。また存生中の二公妃殿下の合録は記録の便宜上、大正六年を定限とした。
- ③編修補助員一員・写字生一員を専属とし、翌年朝鮮人補助員一員を増員。大正一〇年末日、予定の資料謄写が竣功したので解任された。人員手簿のため図書寮員の補助を受けたことと少なくない。
- ④図書寮の事務官と協議し実録例規、実録凡例、編修員服務規程を立案し事務の進行をはかった。また李熹公譜略、李竣公譜略、李太王譜略を作成し、その後また補正した。二公一王に関する記録の調査、資料の採択並びに実録編修は同時に着手し、のち方針を変更し二公を先にして、大王を後にし、従速の竣工をはかったことは大正八年一二月一五日附の報告書で詳述した。
- ⑤大正九年六月三〇日、李熹公の実録稿本が成り、一〇月三十一日、李竣公の実録稿本が成り、謄写の資料と共に各簿冊を成し、それらに報告書を添付した。
- ⑥大正九年一〇月一四日、史料調査及び事務承合のため朝鮮へ出張を命ぜられて出発し、五日間京城に滞在して帰任復命した。(用件略)
- ⑦爾後、力を李太王実録の編修に注ぎ、大正一〇年二月一〇日、李太王実録^(録)を畢撰し実録稿本一、一六四枚は同時に浄写に付して一六冊を成し、資料総数五、五七二号並びに資料目次を併せて八六冊を成し、装訂に付して総数一〇二冊を成した。⁽⁷⁾
- ⑧「従速畢役」の目的から編修功程を進捗し、大正九年、二公の実録が成り、大正一〇年、太王の実録が成ったの

で、特に功程の成績の報告書を提出せず。

- ⑨大正一一年以降、事務の第一は、実録編修に関する蒐集記録の借入と返還で、借入は同年七月で大略返還を終えた。それらは朝鮮総督府などの記録であった。第二は、実録の性質は「典章故実」なので、他の参考記録と共に記録保存上の良法として図書寮での展覧会を準備したが諸事情から停止の止むなきに至った。また、実録編修上、借入した記録中図書寮に保存して参考資料とすべきものについては図書寮の事務官と協議して継続鈔写した。第三は、図書寮の事務官と各箇実録の題号を一樣に実録と修正する件、李太王実録の章節を変更し外編各章節を本編に編入する件などについて協議し、各実録を通して実録の題号の件、李太王・閔妃・嚴妃の名号の件について修正した。
- ⑩李太王実録の章節を変更し外編五章を削り本編中に編列し、本編中紀年の附載は新たに第一七章雑載を設けて編入した。李太王については、当初立案した王族実録の凡例・目次中に適當の記載欄がないので、政事上重要な事変は総説中に款項を設けて編入し、紀年に係るものは雑載の章に編入した。
- ⑪前記五〇余号にわたる資料を増減変更して実録記事の各項に配し、且つその目録を調成する件は資料の保存と索引検索上極めて便宜の方法であるが、機関の単弱と短少、編修日数から難しいので、二公の実録編修の当初より類別索引の方法を採用した。これは図書寮の保存する幾十百万の記録中実録編修に要する資料は少なく、実録の編修にあたりその過半は公私の借入記録なので、将来実録の編修において不時の需求に応じられない。故に採択資料を予定するにあたり多少該記録の原型を保存することにとめた一方、はじめから鈔写不能なのを認めて原本記録を保存したのは儀軌類記録、記録の全写が可能と認めて全写したのは李熹公李垓公從（イ）臣録などである。
- ⑫本実録で新設した第十七章雑載の記事は紀年の体に係わり極めて違例だが、該記事は李太王朝の前半に於ける典札事項に関するもので、主として李熹公從官録に依った。該資料は、同記録の梗槩と李太王朝日省録の鈔節で、尤も資料の過不足があるが、将来不時の需があるにあたりては本書記録を鈔写して了するを得べし。
- ⑬本書修正実録と資料目録とを対当させるため対照目録二通を作成し、各巻の首に掲げて責を塞いた。

右の「廃案報告書」から各実録の編修が種々の問題を抱えながらも編修が進められていったかが理解される。

二 実録の編修方針

本節では右にみてきた実録の編修方針が書かれている例言、引用書目、目次を確認してみたい。

「李太王実録」(六冊。資料二四冊)であるが、その第一の巻首の「第一章 総説 第一節 編修例言」につきのよう書き記されている。

〔按〕

朝鮮ハ古ノ三韓勾驪ノ地方ニシテ政教風俗久シク内地ト化ヲ同スウセス。明治四十三年八月二十九日併合条約ヲ以テ之ヲ帝國ノ領土ト為スニ及ヒ、其ノ皇帝及ヒ李氏門族ニシテ王ニ冊シ、又ハ公ニ列スルモノハ之ヲ待ツニ皇族ノ礼ヲ以テセリ。太王ハ皇帝ノ父ニシテ當時ノ条約ニ韓國太皇帝ト云フモノ是ナリ。洵ニ国家非常ノ礼数ヲ備ヘタルモノニシテ実録ノ事ハ創制ニ係ルモノアリ。新タニ義例ヲ起シ務メテ記述ノ正確簡明ナルヲ期ス

第一則 編章ノ分段ハ事項類別ノ法ニ依リ題号ヲ設クト雖モ、第一章第三節及ヒ第一七章ノ記事ハ事ノ軽重ヲ論シテ類別ノ法ニ依ラス。

太王ノ事蹟ヲ網羅スルニ当リ類別ノ法ニ依ルト雖モ、併合前ノ事蹟、彼我ノ典章故実ニ異ナル所アリテ一律ナル能ハス。総説並ニ誕生成年教養婚姻子女身位殿邸叙勲待遇外国交際祭祀喪祭服喪文芸雜載等ノ事項ハ、彼我一律ナル所アリト雖トモ、成年ヲ冠礼ニ止メ教養ヲ教育講対トシ婚姻ヲ妃嬪トシ婚禮ヲ其ノ中ニ入ル。身位ハ称号徽号ニ限レリ。

而シテ太王ノ封君ハ冠礼ニ伴フヲ以テ冠礼ト合録シ、交際信教旅行財産ニ関シテハ特章ヲ設ケス。国内政治ノ章ヲ設ケテ典礼故実民擾刑獄制作纂輯ヲ合録シ、又殿邸移御營建ノ章ヲ設ケテ宮殿ノ營建社修並ニ行幸ノ事蹟ヲ合録シ、朝儀祭祀喪祭讌遊ニ関シテハ王家ニハ従来朝儀ノ例ナキヲ以テ載録ヲ闕キ、大中小祀展墓ノ常例ニ係ルモノ並ニ喪祭讌遊ノ事項ハ其ノ目極メテ繁キヲ以テ、特ニ儀軌ヲ設ケテ儀軌ヲ作製シタル事項ヲ限りノヲ載録シ、讌遊ハ進宴入耆社ノ事項ニ限り、尊崇封爵ト影幘系譜日記宝印ノ改修トハ儀軌ヲ存スルヲ以テ特章ヲ設ケテ太王ノ事蹟ハ網羅シタリ。

第二則 王公族並ニ先系ノ王公妃嬪ヲ称スルニハ其ノ名号ノ一ヲ採用ス

王族及ヒ公族ノ称呼ハ併合當時ニ宮内省告示ヲ以テ其ノ称呼ヲ定メ、太王ノ称呼ヲ德寿宮李太王殿下ト曰ヘリ。德寿宮ハ王ノ居所タル宮号ナリ。太王ハ王公タルノ義ヲ称号ト為スモノナリ。又其ノ薨後ニ諡号朝号殿号陵号ヲ付与シタル如キハ帝国ノ典礼又ハ王家ノ軌儀ニ依拠シタルモノニアラス。本書ハ実ニ拠リテ其ノ名ヲ称スルヲ通例トシ、又略シテ太王ト称ス。此ノ他ノ王公族ヲ称スルトキハ、実ニ拠リテ其ノ名ヲ称シ、又ハ王公ノ文字ヲ加ヘテ之ヲ称ス。

王家ノ先系中君主ノ位ニ上リタルモノヲ称スルニ、氏名以外ノ別称ヲ扱テ之ヲ称スル所以ハ其ノ名ニハ幾タヒカ改更アリ。又別称ニハ字号軒号尊号徽号廟号諡号殿号陵号嬪殿号魂殿号、明及ヒ清朝ノ賜諡号アリ。追上加ニ上其ノ他ノ改号ヲ加ヘタルモノアリテ其ノ名称ハ一ニアラス。特ニ其ノ名ニ稀字ヲ用ヒ、若クハ五行ノ順序ニ從テ扁旁ヲ作り以テ新字ヲ作製シタルモノアリ。本書ハ中ニ就テ廟号ノ一ヲ採用シ、又其ノ廢主ニシテ廟号ヲ有セサルモノニハ君号ヲ称シ、又承命代理中ニ死亡シテ追尊廟号ヲ有スルモノ、又其ノ他ノ事由ニ因リテ追尊廟号ヲ有スルモノニハ廟号ヲ称セリ。但シ先系中太祖以前ニ属スルモノニハ追尊廟号ヲ称セス。

女子ニハ名字ヲ称セス。妃ヲ称スルニウハ本姓ヲ以テシ某王ノ妃某氏、又ハ単ニ某妃ト称シ、天殤小兒ノ名ナキモノハ輩行ヲ以テ称シ、又ハ阿只氏ヲ以テ称ス。

概シテ朝鮮ニハ其ノ王統ヲ称スルニ李朝ヲ以テスルノ例ナク、又其ノ世代ヲ称スルニ代数ヲ以テスルノ例ナシト雖モ、本書ハ王族ノ先系ヲ歴叙スルニ当リ太祖以下王祚ニ上リタルモノニハ代数ヲ附シ、承命代理ニハ代数ヲ附セス。又其ノ王統ヲ称スルニ李朝ヲ以テス。

先系諸王ノ称呼ハ左ノ如シ。

第一代王ハ太祖ヲ以テ称シ、康献大王等ヲ称セス。

(第二代王から第四代王の呼称略―引用者)

第二十五代王ハ哲宗ヲ以テ称シ英孝大王等ヲ称セス。

承命代理中死亡シタル王公ノ称呼ハ左ノ如シ。

(中略)

追尊ニノミ依ル王公ノ称呼ハ左ノ如シ。

(中略)

太王ト同時ノ尊長女子ノ呼称ハ左ノ如シ。

(中略)

妃嬪ノ呼称ハ左ノ如シ。

第三則 王公妃嬪ノ年齢ヲ書スル場合ハ、概年法ニ依リテ滿年法ヲ用キス。

第四則 職官地名又ハ事物ノ名称ハ俗ニ從ヒ略称、又ハ別称ヲ用ヒ一一ニ是正セス。

右二則ハ皆修史ノ慣例ニ從フ。特ニ朝鮮ノ職官地名其ノ他ノ事物ニ略称、又ハ別号ヲ用キタルモノ多キハ俗尚ノ苟簡ナルニ因ル。若シ同文異義ノ疑アルモノハ按ヲ加ヘテ之ヲ釈明シ、公知ノモノハ一一ニ釈明セス煩ヲ省クナリ。

第五則 紀年ハ干支ヲ以テ一貫シ本邦紀年ノ下ニ其ノ他ノ紀年ヲ注記ス。

從來朝鮮ニハ一王ノ法徧ク行ハレスシテ公私ノ文書ニ雜多ノ紀年ヲ慣用セリ。太王一代ノ間ニ於テ特ニ多シ。李氏開國紀年ハ一タヒ之ヲ江華條約ニ始用シ各國締約ノ文書ニハ往々之ヲ用ヒタルモ、国内ニ於テ慣用シタルニハ非ス。明治二十七ニ至リ突然開國五百三年ノ紀年ヲ用ヒ建陽建元ニ至リ止ム。其ノ間二個年ニ滿タサルナリ。近年ニ至リ民籍ニ開國紀年ヲ用ヒタルハ後日ノ遡記ニ係リ徒ラニ紛更ヲ加ヘタルモノナリ。李王職ノ作成シタル王公族牒籍ハ民籍ノ例ニ同シ。

清朝ニ朝貢セル時代ニ於テ事大文書並ニ国内ノ告身式ニハ清朝ノ紀年ヲ用ヒタルモ、哲宗王ノ墓表陰記ノ如キハ明朝ノ崇禎紀年ニ依レリ。

又即祚紀年ヲ用ヒタルモノハ、即祚ノ翌年ヲ以テ元年ト為スヲ例トセリ。而シテ建陽建元以後ニモ此ノ紀年法ヲ用ヒタルモノアリハ、從來朝鮮ニハ建元ノ例極メテ少ナキヲ以テ、建元紀年ノ効用ヲ鮮スルモノ少キニ因ル。干支紀年ハ上世以來彼我ノ同一ナル所ニシテ、拠テ以テ一貫ノ紀年ト為スヲ得ヘシ。干支周甲ノ場合ニ邵雍ノ元會說ニ依リテ命名セルコト申翊聖ノ皇極經世書補編洪啓禧ノ經世指掌ノ書ノ如キモノアルモ、公行ノ例ナキヲ以テ、他ノ紀年法ヲ參用シ干支ノ上ニ本邦紀年ヲ冠シ、下ニ王家ノ即祚紀年或ハ開國紀年元号紀年ヲ參用シテ対照ト為ス。而シテ改元ノ年ニハ初日ニ遡リテ元年ト書シ、即祚紀年ヲ注記スルニハ単ニ即祚某年ト書シ、前代君主ノ即祚紀年ニハ某王即祚某年ト書シ、開國五百三年以後ハ即祚紀年ノ注記ヲ省略シ、建陽建元以後ハ開國紀年ヲ省略シタリ。

外国交際ニ関スル章節ハ或ハ清朝紀年ヲ注シ、或ハ西洋紀年ヲ注ス。彼我ノ対照ニ便スルナリ。

第六則 曆日ハ時用ノ制ニ從ヒ明治二十九年一月一日ヲ以テ分界トス

朝鮮ハ古來ヨリ固有ノ曆法アラス。太王ノ即祚ノ初年ニ千歲歴ヲ統纂シ、翌年甲子ヲ以テ元年ト為シ、之ヲ国内ニ行用シ首ニ時憲書ヲ以テ起數ストノ一語ヲ加ヘテ、以テ清朝ノ正朔ヲ奉セサルニアラサルコトヲ示シタルハ太陰曆ノ法ナリ。而シテ其正閏ハ必シモ我力邦ノ太陰曆法ト一致セス。之ヲ行用シテ即祚三十二年（光緒六年）

十一月十六日ニ至ル其ノ翌十七日ヲ以テ建陽元年高麗四年一月一日トシ、明時歴ヲ用ヒタリ。其ノ太陽曆ノ法タルコト、我ト同一ナルモ陰陽歴ヲ併用シテ輕重スル所アラス。本書ハ朝鮮文書ヲ撮録スルニ当リ、其ノ記載ノ曆日ヲ我ノ曆日ニ改定スルハ頓ニ堪ヘサルヲ以テ、明治二十九年一月一日ヲ以テ分界トシ、其ノ以前ハ彼ノ太陽曆ニ依リ、以後ハ太陽曆ニ依リ彼我交渉ノ場合ニハ曆日ヲ对照シテ之ヲ註記ス。近時撰述ノ李太王行狀及ヒ曠誌ニ陰曆ヲ用キタルモノノ如キハ、時用ノ制ニ反スルモノニシテ王ノ薨年二年ノ差錯ヲ生セリ。

第七則 徵証資料ハ本書ノ順序ニ從テ類別ス。

資料ノ各類ハ本書各章ト対当シ類毎ニ番号ヲ附シタルモ、資料ノ浩瀚ナルモノニ至テハ文書ノ各目ニ從テ之ヲ種別シ、種毎ニ番号ヲ附シ其ノ他ノ資料ハ概括シテ總ノ各目ノ下ニ番号ヲ附シ、本書各節ノ条下ニ对照資料ヲ註記ス。

第八則 本書ノ用字例ハ仮名ノ添加ヲ增益シテ看読ニ便ス。

本書ノ資料ハ之ヲ朝鮮ノ文籍ニ採ルモノ多キヲ以テ、公私ノ文書ヲ通約抄節シテ文ヲ成スニ当リ承接詞ノ添加ヲ增益シテ彼我ノ語句ヲ辨別シ易カラシム。而ノ字ニシテヲ添加シ、及ニヒヲ添加スルノ類ナリ。旧來朝鮮ノ公文中ニ使用セル摘奸取調磨鍊計画磨勘立案ノ語ハ使用特ニ多シ。其ノ他ノ我力慣用ニアラサル文字アルトキハ文義ヲ註記ス。

つぎに引用書目を左に記す。

引用書目

王公族牒籍当主李王ノ部
王公履歴書李王ノ部
王公家系譜李王家ノ部

李太王譜略

叡源系譜紀略第七冊

同 第一冊

李太王勳章記事

隆熙二年戊申
龍橋刊本

李熹公從宦錄三冊

官報

同貴族院衆議院議事速記錄

朝鮮總督府官報第一号

韓国官報全部

韓国法規類纂九冊

王公族録宮内省記録

珠淵集

統監府施政年報三冊

朝鮮統治五年間成績一冊

日本公使館記録乙未亡命者關係書類ノ部

統監府外事局記録海牙密使事件ノ部

各種儀軌七十部一百三十八冊

哲宗大王殯殿魂殿都監儀軌癸亥 三冊

哲宗大王国葬都監儀軌癸亥 四冊

哲宗大王睿陵山陵都監儀軌癸亥 二冊

嘉礼都監儀軌丙寅 二冊

上号都監儀軌丙寅 一冊

尊崇都監儀軌丙寅 一冊

哲宗大王耐廟都監儀軌丙寅 一冊

追饌儀軌戊辰 三冊

上尊号都監儀軌癸酉 一冊

追爵儀軌癸酉 一冊

元子阿只臧胎儀軌甲戌 一冊

王世子冊礼都監儀軌乙亥 一冊

上号都監儀軌乙亥 一冊

宝中所儀軌丙子 一冊

進饌儀軌丁丑 四冊

哲仁王后殯殿魂殿都監儀軌戊寅 三冊

哲仁王后国葬都監儀軌戊寅 四冊

哲仁王后睿陵山陵都監儀軌戊寅 二冊

哲仁王后耐廟都監儀軌庚辰 一冊

王世子嘉礼都監儀軌壬午 二冊

追饌儀軌丁亥 四冊

加上尊号都監儀軌戊子 一冊

英祖大王廟号都監儀軌庚寅 一冊

加上尊号都監儀軌庚寅 一冊

神貞王后殯殿魂殿都監儀軌庚寅 三冊

神貞王后国葬都監儀軌庚寅 四冊

神貞王后綏陵山陵都監儀軌庚寅 二冊

追上尊号都監儀軌庚寅 一冊

日記序儀軌庚寅 一冊

神貞王后耐廟都監儀軌壬辰 一冊

上号都監儀軌壬辰 一冊

濬源譜略修正儀軌壬辰 一冊

進饌儀軌壬辰 四冊

明成皇后殯殿魂殿都監儀軌乙未 三冊

明成皇后国葬都監儀軌乙未 四冊

明成皇后洪陵山陵都監儀軌乙未 二冊

大禮儀軌丁酉 一冊

綏陵陵工莎草改修都監儀軌庚子 一冊

追尊儀軌己亥 一冊

影幀摹写都監儀軌己亥 一冊

影幀摹写補完儀軌己亥 一冊

上号都監儀軌庚子 一冊

影幀摹写都監儀軌庚子 一冊

英禧殿宮建都監儀軌庚子 一冊

義王英王冊封儀軌庚子 一冊

景福宮昌德宮濬源殿增建都監儀軌庚子 一冊

肇慶壇濬慶墓永慶墓宮建序儀軌庚子 二冊

進饌儀軌辛丑 四冊

影幀摹写都監儀軌辛丑 一冊

真殿重建都監儀軌辛丑 一冊

進宴儀軌辛丑 四冊

淳妃冊封儀軌辛丑 一冊

上号都監儀軌壬寅 一冊

進宴儀軌壬寅四月 四冊

進宴儀軌壬寅十一月 四冊

洪陵石儀重修都監儀軌癸卯 一冊

進封皇貴儀軌癸卯 一冊

孝定王后殯殿魂殿都監儀軌癸卯 五冊

孝定王后国葬都監儀軌癸卯 四冊

孝定王后景陵山陵都監儀軌甲辰 二冊

中和殿宮建都監儀軌甲辰 一冊

濬源譜略修正儀軌甲辰 一冊

純明妃殯殿魂殿都監儀軌甲辰 五冊

純明妃国葬都監儀軌甲辰 四冊

純明妃裕康園園所都監儀軌甲辰 二冊

孝定王后耐廟都監儀軌乙巳 一冊

慶運宮重建都監儀軌丙午 二冊

皇太子嘉礼都監儀軌丙午 二冊

璿源譜略修正儀軌丙午 一冊

尊奉都監儀軌丁未 一冊

哲宗大王繪綾

大王大妃趙氏繪綾二冊

李太王繪綾

李太王日省錄五百六十二冊四冊

癸亥 一冊

甲子 十七冊

乙丑五月閏 十四冊

丙寅 十八冊

丁卯 十四冊

戊辰四月閏 十六冊

己巳 十二冊

庚午十月閏 十三冊

辛未 十二冊

壬申 十三冊

癸酉六月閏 十五冊

甲戌 十六冊

乙亥 十三冊

丙子五月閏 十三冊五月閏

丁丑 十二冊

戊寅 十四冊

乙卯三月閏 十三冊

庚辰 十三冊

辛巳七月閏 十三冊

壬午 十一冊正月八月閏

癸未 十一冊正月閏

甲申五月閏 十三冊

乙酉 十二冊

丙戌 十一冊十二月閏

丁亥四月閏 十三冊

戊子 十二冊

己丑 十二冊

庚寅二月閏 十三冊

辛卯 十二冊

壬辰六月閏 十三冊

癸巳 十一冊十二月閏

甲午 十二冊

朝鮮王公族実録(記)の編修(纂)について

二七

乙未五月閏 十二冊
 丙申 十二冊
 丁酉 九冊五月詰
 戊戌三月閏 十二冊二月閏
 己亥 十二冊
 庚子八月閏 十二冊九月閏
 辛丑 十二冊二月閏
 壬寅 十二冊
 癸卯五月閏 十三冊
 甲辰 十二冊
 乙巳 十二冊
 丙午四月閏 十三冊
 丁未 十一冊五月

贊侍日記
 昌德宮警察日誌德壽宮派出所ノ部
 帝室債務二閏又ル記錄
 中和殿咸寧殿新建明細書
 陛見公文
 吏文承文院文書 三冊第一冊闕
 同文考略 十九冊

通文館志 六冊
 文隣志 三冊
 宮闕志 五冊
 景福宮宮建日記 九冊
 增補文獻備考 五十一冊
 高麗史 三冊
 東文選
 李朝寶鑑原名國朝寶鑑
 李竣公編纂本朝紀事李太王ノ部二十九冊
 李載完撰李太王行狀
 閔泳奎撰李太王墳志
 嚴妃履歷
 哲宗大王実録九冊
 世界万国年契学部編輯局撰
 甲午軍政実記十冊
 明治外交要録
 日露戰記
 三正綜覽二冊
 嘉永五年壬子以後ノ歷本
 千歲曆

補千歳歴

昌徳宮全図

慶福宮宮殿配置図

宮中肅清ノ警衛配置図

金谷墓壇内設計図

元洪陵内設計図

つぎに目次であるが、左の如し。

目次

第一章 総説

第一節 編修例言

第二節 世系

第三節 事蹟大綱

第一款 癸亥ノ入宮即位垂簾聴政

第二款 丙寅ノ撤簾庶政親総

第三款 甲午六月ノ大院君裁決

第四款 甲午十一月ノ新式稟裁

第五款 乙未八月ノ事変丙申二月ノ播遷

第六款 丁酉ノ還宮即皇帝位

大東紀年卷五

大正八年十一月二

近代朝鮮資料

十日陸軍省印刷

国朝緞紳二冊

第七款 己亥ノ法規校正

第八款 丁未ノ遜位

第九款 李太王ノ晩年

第二章 誕生冠礼

第三章 教育講対

第四章 子女妃嬪

第一節 子女

第二節 王后閔妃事蹟

第三節 内人巖氏事蹟

第五章 身位

第一節 称号

朝鮮王公族実録(記)の編修(纂)について

第二節 徽号

第六章 叙勲優遇

第七章 殿邸宮建移御

第八章 外国交際

第一節 事大交隣

第二節 斥邪洋擾

第三節 修好締約

第四節 乙巳協約

第五節 陛見召接

附録 日本公使補任録

第九章 国内政治

第一節 典礼故実

第二節 民擾刑獄

第三節 制作纂輯

第十章 祭祀

第十一章 尊崇封爵

第十二章 進宴入耆社

第十三章 影幘系譜日記宝印ノ改修

第十四章 喪祭

第一節 哲宗喪祭諸儀

第二節 翼宗陵上莎草改修

第三節 元子阿只氏藏胎儀

第四節 妃嬪喪祭諸儀

第十五章 文芸

第十六章 服喪薨去

第十七章 雜載

第一節 国恤中ノ親行事目

第二節 国恤後ノ親行事目

第三節 乙未事目

第四節 乙未八月後丙申播遷前ノ事目

第五節 播遷中ノ丙申事目

附図第一 景福宮ノ殿閣配置図

附図第二 宮中肅清ノ警衛配置図

附図第三 金谷墓ノ壙内設計図

附図第四 元洪陵ノ壙内設計図

附録

李太王譜略

「李熹公実録」(三冊。資料六冊)であるが、その第一の巻首の「第一章 総説 第一節 例言」につぎのように書き記されている。

一 毎章節紀事ニ編年体ヲ寓シ以テ本末ヲ見メス。

大略紀事ノ首ニ公ノ年齢ヲ著シテ終ト為シ各箇ノ紀事ヲ緯トス。其ノ年齢ハ概年法依リテ滿年法ニ依ラス其ノ事実ノ同月又ハ同日ニ係ルモノハ圈ヲ加ヘテ之ヲ先後シ、先後不明ナルモノハ月日ヲ重記ス。紀事ノ重出ニ係ルモノハ其ノ重出タルコトヲ註ス。

一 紀年ハ干支ヲ以テ一貫シ他ノ紀年法ヲ參用ス。周甲後モ亦タ同シ。

本書ノ資料ニ用ヰタル文書ニハ干支紀年ノモノアリ。公ノ從官録ノ如キ是ナリ。日本紀年ノモノアリ。我一切ノ官公文書是ナリ。而シテ併合以前ノ朝鮮ニハ各種ノ紀年法並ヒ行レテ其ノ改廢モ一ナラス。李氏朝鮮ノ開國紀年ハ明治九年丙子ノ江華條約ニ始用シタルモノナルモ民籍ノ懸録ニハ其ノ以前ノ事実ニ遡リテ之ヲ行用シ建陽建元以後ニハ之ヲ行用セサルナリ。建陽紀年ハ明治二十八年乙未ニ一世一元ノ制ヲ定メ翌年ヲ以テ建陽元年ト為シタルニ始マルモ、開國五百六年丁酉八月十二日詔ヲ以テ之ヲ繳消シ光武ト建元シタリ。光武紀年ハ光武十一年丁未七月十九日李王ノ受禪ニ至リテ止ミ、同年八月三日ヨリ隆熙ノ改元ヲ行用シタリ。而シテ隆熙紀年ハ其ノ四年庚戌八月二十九日併合ニ至リテ止メリ。此ノ他開國ノ初ヨリ明清ノ年号ヲ行用シタルモノアルモ、明治二十七年甲午六月二十二日以後ハ清朝ノ年号ヲ用ヰス。又明ノ亡滅後ニ於テ故サラニ崇禎紀年ヲ用ヰタルモノアリ。哲宗王陵ノ表石陰記ニ崇禎紀元後二百四年辛卯六月十七日誕生ト書セル如キハ其ノ一例ナリ。又在位國王ノ即祚紀年ヲ用ヰタルモノアリ。即祚ノ翌年ヲ以テ元年ト為スヲ例トス。近代ノ憲宗哲宗ヨリ李太王ニ至ルマテ皆是ナリ。而シテ建元以後ハ之ヲ用ヰス。今本書紀年ニ參用註記スルニ當リ、其ノ開國紀年ハ遡及シテ江華條約ノ先後ヲ論セス。降テ建陽建元ノ前年ニ止メタリ。建陽二年ハ略シテ之ヲ光武元年トシ、光武十一

年ハ略シテ之ヲ隆熙元年トセリ。而シテ李氏朝鮮ノ号タルヤ朝鮮ヲ以テ地域ノ名称ト為シタルニハ非スシテ、李氏有国ノ国号ト為シタルモノナレハ、其ノ紀年ヲ称スルニ当リテハ朝鮮開国某年又ハ李氏開国某年トシ、建陽元年ニモ李氏又ハ朝鮮ヲ加書スルヲ相当トスト雖モ、今ハ略シテ開国某年又ハ建陽某年トシ、又其ノ天下号ヲ有セル時代ニハ大韓光武某年、又ハ大韓隆熙某年ト書スヘキモノナルモ、略シテ光武某年又ハ隆熙某年ト書シタリ。而シテ即祚紀年ハ隆熙改元以後ハ重複ニ属スルヲ以テ、之ヲ略シ外国紀年ハ全ク之ヲ省略シタリ。

一 併合以前ノ曆日ハ明治二十八年ノ交ヲ以テ分界トシ、前ハ千歲歴ニ依リ後ハ太陽曆ニ依ル。

近代朝鮮ノ曆法ハ明ノ大統曆清ノ時、憲書ヲ用キ太陽曆ノ法ナリシカ、明治二十九年丙申一月一日以後太陽曆ノ法ヲ並用シ、明治三十年丁酉八月十三日ニ至リ其ノ曆書ヲ明時曆ト名ツケタリ。而シテ我邦ハ明治五年壬申十一月^{光緒十九年}太陽曆ヲ採用シ、其ノ十二月三日ヲ以テ明年一月一日ト定メタルモノナレハ、其ノ間彼我ノ曆法ニ異同アルハ勿論彼ノ行用シタル太陽曆ノ法モ亦タ我ト其ノ曆日ヲ同シウセサルモノアリ。今千歲歴ニ依リ最近李熹公ノ生弘化二年乙巳以後ニ於ケル彼我ノ異同ヲ对照スルニ、弘化三年丙午七月大八月小ハ彼ニ在テハ七月小八月大ナリ。(中略)而シテ明治二十九年^{光緒二十五年}丙申一月一日以後ハ彼我ノ陽曆ニ異同アラサルヲ以テ陽曆ノ曆日ニ依レリ。而シテ李熹公ノ從官録ノ日子ノ記載ハ併合後ニ至ルマテ尚ホ千歲歴ニ依リタルモノナレハ、之ヲ鈔載スルニ当リ三正綜覽ニ依リ二曆ノ対当日子ヲ求メ、且ツ其ノ旧ヲ註記セリ。故ニ陽曆日子ノ下ニ陰某日ト註セルハ皆千歲歴ノ推歩ニ從ヒタルモノナリ。

一 併合以前ノ王公ノ称呼ハ時用ノ称ニ依ル。

李太王即祚以前ノ在位ノ国王並ニ追尊ニ依リ王号ヲ有スルモノヲ記スルニハ、最後ノ追上ニ係ル廟号ヲ以テシ、廟号ヲ有セサルモノニハ封君号ヲ以テス。書事ノ煩ヲ避クルナリ。併合前ニ死亡シタル妃嬪宗親等ハ徽号封号諡号又ハ賜諡改諡アリタルモノト雖モ、生時ノ最終称号又ハ略称ニ依ル。亦タ煩ヲ避クルナリ。

一 朝鮮ノ職官地名ハ並ニ事物ノ名称ハ必スシモ正称セス。

朝鮮ノ官職地名ハ別号略称ヲ用キタルモノ尠カラス。度支ハ戸曹ノ別号ナリ。玉堂ハ弘文館ナリ。翰苑ハ芸文館ナリ。垂銓ハ吏曹參判ノ略称ナリ。判敦ハ判敦寧府事ノ略称ナリ。閣臣ノ閣ハ奎章閣ヲ称シ、奎章内閣ヲ単ニ内閣ト称シ、後之ヲ改メタリ。錦營ノ錦ハ忠清道ヲ称ス。華城ハ水原府ナリ。松都ハ開城府ナリ。其ノ他慣用ニ係ル別号略称ハ枚挙スヘカラス。今一々ニ之ヲ正称セス。又必スシモ注記セス。事物ノ名称モ亦此ノ例ニ依ル。会圈落点ハ会同シテ選舉スルノ謂ナリ。柑製登科ハ黃柑製ノ科ニ登ルノ謂ナルノ類ノ如シ。皆煩ヲ避ケルナリ。

一 別冊附録ノ徵証資料ハ本書章節ノ順序ニ從ヒ別ニ目次ヲ附ス。

本書ニハ各章節ノ下ニ資料番号ヲ表示シ、以テ別冊附録ト对照スルニ便ス。

一 本書ノ用字法ハ多ク仮名ヲ添加シテ看読ニ便スルヲ例トス。

本書ノ資料ハ漢文多キニ居ル。之ヲ驅使シテ文ヲ成スニ当リ、仮名ヲ添加スルニ吝ナル能ハス。而ノ字ニシテヲ添加シ及ニヒヲ添加スルノ類是ナリ。又朝鮮旧時ノ俗用語タル自内摘奸磨練為之ノ類ハ仮名ヲ添加シテ文ヲ為シタルモノアリ。又出生薨去差下解官訪問列席ノ類ハ添加ヲ省略シタルモノアリ。皆看読ニ便スルナリ。吏文諺文ハ資料ニ引照セル外本書ニ採用セス。

つぎに引用書目を左に記す。

引用書目

王公族牒籍当主李熹公ノ部

王公履歷書李熹公ノ部

王公家系譜李熹公家ノ部

李熹公譜略

叡源系譜紀略第七冊

同 第一冊隆熙二年戊申
重校補刊本

李熹公辞令書

李熹公從官錄三冊

李竣公從官錄一冊

警衛日記十三冊明治四十四年一月以降
大正六年七月迄

王公族錄

韓国特派大使完興君參内書類

韓国大院君殿下薨去書類

宮内省省報全部

官報

韓国官報全部

李太王日省録癸亥甲子乙丑癸及
甲午乙未丙申癸

李太王輪紵癸亥甲子条

大王大妃趙氏輪紵癸亥甲子条

爛抄

つぎに目次を左に記す。

目次

第一章 総説

第一節 例言

第二節 世系

李熹公事歴原本及
翻訳本

又石詩稿

増補文献備考

通文館志

宮闕志

柳得恭撰京都雜志

金邁淳撰洌陽歲時記

洪錫謨編東国歲時記

雲峴宮田査調査成冊

三正綜覽

弘化以後ノ曆本

千歲曆

第三節 事蹟ノ大綱

第二章 誕生

第三章 冠礼婚礼及公妃ノ事蹟

第四章 子女

第五章 身位待遇

第六章 叙勲

第七章 科挙官職

(第一節)第三節 || 「初年事目ノ一」三、

第四節)第五節 || 「中年事目ノ一」二、

第八章 使命

第一節 初度保定府行

第二節 再度保定府行

第三節 三度保定府行

第四節 日本報聘大使行

第九章 殿邸財産

第一節 総記

第二節 雲峴宮收租記

第三節 本邸別邸

第十章 喪祭家廟

第一節 総記

第二節 時祭展墓

第十一章 交際

第一節 明治四十四年事目

第二節 大正元年事目

第十二章 文芸

第一節 又石詩稿

第二節 文録

第十三章 薨去

第十四章 雑載

「李峻公実録」(二冊。資料五冊)であるが、その第一の巻首にある引用書目を左に記す。なお、例言に相当するものはない。

引用書目

王公家系譜李峻公部

王公族牒籍当主李峻公部

王公履歴書李峻公部

李峻公譜略

王公族録

朝鮮王公族実録(記)の編修(纂)について

宮内省報(省公)

官報

韓国官報

李峻公辞令書

李峻公事歴

李峻公詩

李峻公從宦録一冊

別本李峻公從宦録一冊

李熹公從宦録三冊

警衛日記李峻公部十三冊

つぎに目次を左に記す。

目次

第一章 総説

第二章 誕生

第三章 冠婚子女及ヒ公妃ノ事蹟

第四章 身位礼遇

第五章 叙勲

第六章 科挙官職

李峻公家現存書籍目録一冊

李錫公家現存書籍目録一冊

李太王日省録

統監府外事記録

大院君ノ近状

李峻鎔關係記録一冊

乙未亡命者關係記録一冊

李峻鎔歸韓記録一冊

爛抄

増補文献備考

第七章 留学旅行

第八章 邸宅財産

第九章 家廟祭祀

第十章 交際

第十一章 文芸

第一節 詩稿

第二節 文録

なお、「李焞公実録」二の最後に以下の記述がある。

大正八年六月二日始撰

大正十二年十一月三十日畢撰

編修員

王族及公族実録編修担任図書寮御用掛従四位勲四等法学博士浅見倫太郎

これは、「李太王実録」、「李熹公実録」、「李焞公実録」全体をうけることであろう。

三 宮内省李王職による編纂と刊行

ここでは宮内省李王職による「李太王実録」（「高宗実録」）及び「李王実録」（「純宗実録」）の編纂と、「李太王実記」、「李王実記」、「李熹公実記 李焞公実記」の編纂と刊行について述べてみたい。

まず、「李太王実記」と「李王実記」であるが、その編纂過程を明らかにする史料を見出していないので詳しく述べることはできないが、右の「李太王実記・李王実記」・「李熹公実記 李焞公実記」のそれぞれの最後にある共通の「本書刊行趣旨概要」（「概要」とも記す）が少しばかり事情を伝えているので左に掲げてみる。なお、*印を付し

た人物は、「高宗実録」及び「純宗実録」の編纂に関わっていることを示す。

本書刊行趣旨概要

当職曩に先例に則り、故李太王・故李王兩殿下の実録及宝鑑編纂を了するや、更に

兩殿下及び李熹公・李垞公兩殿下御一身上の御閱歴を纂修し、実録宝鑑と相待つて完璧を期すべく計画中の所、恰も宮内省図書頭より同様の件につきての照会に接するあり。成るべく急速に該事業を成就するの必要を感じ、因つて従来実録及び宝鑑の編纂に係せし人々に引き続き同事業を委嘱することとし、昭和十四年度より着手し予定の通り同十六年度を以て完了し、印刷に附することとなせり。本書編纂並に資料蒐輯に従事せし人名、左の如し。

編纂主任 元京城帝國大學教授
李王職嘱託

從三位勳三位文学士 小田省吾*

編纂分担 李王職嘱託

文学士 山口正之

編纂分担 李王職属

文学士 牧野弘一

編纂分担 元朝鮮總督府理事官

正八位勳八等 江原善槌*

編纂分担 元李王職属

從七位勳八等 崔奎煥*

編纂調査 元朝鮮總督府郡守

從七位 洪鍾瀚*

資料調査 元宮内府奉常司提調

趙經九*

資料調査 元宮内府秘書院丞

李秉韶*

資料調査 元明倫専門学院講師

金鍵

昭和十七年九月

李 王 職

右の概要からつぎのことが理解される。

①李王職^②では先例に則り、故李太王・故李王兩殿下の実録及び宝鑑の編纂を行い、それを終了した。

②その後、兩殿下及び李熹公・李垓公兩殿下の御一身上の御閱歴を纂修し、実録・宝鑑と相待つて完璧を期すべく計画中のところ、宮内省図書頭から同様の件について照会があったので、なるべく急速に該事業を成就する必要を感じた。

③そこで従来実録及び宝鑑の編纂に関係した人々に引き続き同事業を委嘱し、昭和一四年度より着手し、予定の通り同一六年度に完了し、印刷に付した。

なお「概要」中の李王職により編纂された「故李太王・故李王兩殿下の実録」であるが、これらは「朝鮮王朝実録」中の「高宗実録」及び「純宗実録」と思われる。しかし、右の「本書刊行趣旨概要」だけでは少し情報が少ないので別の資料からその編纂経緯を探ってみたい。

一、篠田治策「李太王実録の編纂」(『青丘学叢』第一号・昭和五年八月一五日発行)

李朝歴代の実録は国王薨去後に編纂され、李朝実録として歴代の記録が完備され、李朝歴史の研究上最も重要な資料として存在することは人の知るところである。大正八年李太王薨去の後、李王職にては李太王在世中の事績に關し、実録編纂に必要な資料の蒐集に従事したが、大体に於て資料も整ひたるを以て、本年度より実録の編纂に著手することとなつた。

実録の編纂は、支那朝鮮等にあつて甚だ重んぜられたる所にして、古来その編纂に方りては特に官制を設け、總裁官以下、修撰官・編修官・記注官・記事官等の職員を任命し、上級者には大臣以上の職権をも与えて之を優

遇し、權勢に屈すること無く、嚴正に史実を直筆せしめたと謂はれて居るものである。

今回李王職にては委員組織とし、左の如く委員を任命及び囑託した。⁹⁾

実録編纂委員長	李王職次官法学博士	篠田治策
実録編纂委員	京城帝国大学教授	小田省吾
同	李王職事務官 男爵	李恒九
同	経学院大提学	鄭万朝
同	中枢院参議	徐相勛
同	李王職事務官	末松熊彦
同	同	朴胄彬
同	同	佐藤明道
同	元奉常司提調	李明翔
同	元中枢院参議	南奎熙
同	元平理院判事	趙經九
同	元朝鮮総督府郡守	洪鍾瀚
同	元朝鮮総督府郡守	権純九
同	元安辺郡群守	徐晩淳
同	元李王職典祀	李源昇
同	大陸通信社長	菊池謙讓
同	中枢院囑託	金明秀
同	中枢院参議	朴勝鳳

以上の委員を監修・編輯・史料蒐集・庶務・会計の五委員に分ち、編輯委員は更に之を三班に分ち、各委員に別に補助委員及び書記数名づつを配属して事業を分担せしめて居る。

此等の委員は李太王実録編纂の外に、先王殿下の実録も併せて編纂する筈であるが、全部五箇年を以て完成せしむる予定である、此等の実録完成の上は、李朝五百余年間歴代の実録は総て完備し、名実共に李朝実録として異彩を放つであらうと思われる。(篠田)

二、小田省吾「李王職の実録編纂事業に就て」(『青丘学叢』第一三号・昭和八年八月一五日発行)。なお、この段階では編纂委員長は、李王職長官となっている。

李王職の実録編纂事業に就て 小田省吾氏

現存李朝実録は、太祖より哲宗に至るまで、二十五代四百七十二年間の編年記録である。該事業は即ち之に続いて高宗(李太王)及び純宗(前李王)二代の実録を完成せんとするものである。(一) 期間は昭和五年四月より同十年三月に至るまで五年間で、(二) 組織は李王職長官を以て委員長、同次官を副委員長とし、其の外委員十三名と補助員、書記があつて実務に従事して居る。(三) 史料は従来歴代実録の編纂せられたと同様に、承政院日記、日省録等を主とし、各官庁の謄録、日記、竝に儀軌其の他の記録は勿論、重要な文書、編纂物等も亦之を参考とし、内地又は支那の諸書中に見ゆる此の時代の確かなる朝鮮史料は、採つて之を録載し、又参考として居る。又事件によつては西洋人の著者をも参考として居る。(四) 体裁は大体哲宗実録を標準として之に倣つて居るが、記事は確かに同実録よりも詳密であつて、従来実録の見悪き点も、多少改良されてある。(五) 本書の原稿は成案として完成するに従つて順次之を浄書して正本となしつゝある。以上の如くで、今や該事業も着々進行中であるから数年を出でずして之が完成を見るべく、其の暁には大に学界を裨益するであらうと期待されて

居る。(小田氏手記)

三、「国朝宝鑑の編纂に就て」(著者名なし。『青丘学叢』第二五号・昭和二年八月一五日発刊)

国朝宝鑑の編纂に就て

曩に李王家に於て高宗・純宗兩朝の実録編纂を終了したが、今回更に兩朝の宝鑑纂輯を企画され、本年度より向ふ三箇年を期して本事業を完成することゝなつた。

抑々宝鑑の実録と異なる点は既刊国朝宝鑑総序に依ると、実録は一切の事項を網羅し、巨細得失となく悉く之を記載するも、宝鑑は其訓謨功烈の著大なるものを特書昭掲し、後王の監法と為す所のものである。故に実録は秘して之を示さず、深く名山に蔵して天下万世を俟つて之を永遠に期し、宝鑑は之を彰して今時に切ならしむるものであるとされてある。然るに今や時世一変し、前王嗣王の關係は全く必要なくなりしも、宝鑑を編纂して之を宗廟に奉安することは古来李王家の儀例として最も重きをなす所のものである。之が即ち従来既刊の二十四朝宝鑑に就いて高宗・純宗兩朝宝鑑の纂輯の企画せられた主なる理由である。

今回纂輯の宝鑑は言ふまでもなく、兩朝に於ける重要な出来事並に嘉言善行を網羅するのであつて、之が編叙の体裁は一に既刊の宝鑑に則り、従つて之が編輯の規模も前回実録の時とは大に縮少せられ、極めて少数の委員を以て之に当り、殊に文章を簡潔にして要領を得る必要があるから、此の点に重きを置き委員には能文の士が簡拔せられてある。今之が組織を述べると、李王職長官之れが委員長と為り、次官之れが副委員長と為り、經學院大提学鄭鳳時氏之を監修し、其の下に若干の委員を置き、元京城帝国大学教授小田省吾氏その事務を統一し、本年四月より其の草案を起し、着々進行しつゝある。依つて之が完成の暁には従來の官選李朝史の上にも一段落を告げる筈である。

右の一は編纂開始時、二は編纂中時、三は宝鑑編纂開始時のものであるが、それぞれの内容から重要と思われる点を確認しておきたい。

①李王職は、大正八年の李太王薨去後、「李太王実録」（「高宗実録」）編纂のための資料蒐集に従事した。

②実録編纂に必要な資料が大体整ったので、昭和五年度から編纂に著手した。

③実録編纂のために実録編纂委員長（李王職次官）以下を任命した。委員は、監修・編輯・史料蒐集・庶務・会計の五委員に分け、さらに編輯委員は三班に分け、各委員には別に補助委員及び書記数名づつを配属して事業を担当させた。なお、昭和八年段階では委員長は李王職長官、副委員長は李王職次官が務め、委員一三名と補助員・書記が実務に従事した。

④委員達は「李太王実録」編纂の外に「李王実録」（「純宗実録」）も編纂し、昭和五年四月から同一〇年三月までの五年間にすべてを完成させた。

⑤史料は歴代実録編纂時と同様に「承政院日記」などを主とし、その他各官庁の謄録などを録載し参考とした。

⑥体裁は大體「哲宗実録」を標準としたが、内容はより詳密であり、その欠点を多少改めた。

⑦「李太王実録」及び「李王実録」の編纂後、両朝の宝鑑の編輯が昭和一一年度から企画され、三箇年で完成させる。その編叙の体裁は、既刊の宝鑑に則り、編輯の規模は実録に比して縮小され極めて少数の委員があたった。また文章簡潔にして要領を得る必要から委員には能文の士が簡拔された。

⑧宝鑑の編輯は、委員長に李王職長官、副委員長に李王職次官、監修に経学院大提学鄭鳳時、その他若干の委員があたる。また、元京城帝国大学教授小田省吾が事務を統一し、昭和一一年四月からその草案を起こした。つぎに「朝鮮王朝実録」研究の第一人者である末松保和の見解を確認してみる。

一、末松保和「李朝実録考略」（『学習院大学文学部研究年報』第五輯（一九五九年）所収）

末松氏は「この実録（「高宗実録」——引用者）の史料蒐集は李王職によつて一九一九年から着手され、一九三〇

年に至つて編纂委員二十一名が任命されて、編纂が始められた。^⑩そして一九三五年に完了、清書本を写真によつて印刷したが、公にはされなかつた。」「この実録（「純宗実録」―引用者）は、前の高宗実録に引續いて、同じ編纂陣によつて編修され、一九三五年に成り、清書本を写真によつて印刷した。附録は、退位以後、死去にいたるまでの王の動静を中心とした日記である。」としている。「高宗実録」は目録四卷・本文四八卷、「純宗実録」は目録一卷・本文四卷・附録一七卷。

二、末松保和「高宗・純宗実録解説」（学習院東洋文化研究所刊『李朝実録 第五十六冊高宗実録 第四 純宗実録』〈学習院大学東洋文化研究所、一九六七年〉所収）

昭和五年四月から李王職において編纂が開始され、同一〇年三月に終了。「高宗実録」は目録四卷・本文四八卷、「純宗実録」は目録一卷・本文四卷・附録一七卷。編修組織は、委員長に李王職長官、副委員長に同次官、委員一九名、補助委員十二名で構成されたとしている。

この情報の内、編纂委員が二二名（委員長・副委員長を含む）、補助委員が二二名であったとしている点は注目される。因みに、編纂委員の数であるが、さきに触れた篠田治策の「李太王実録の編纂」では編纂委員（同）を一八名としているので若干異なっている。編纂開始後、増員があつたのであろうか。

なお、朴永圭著／尹淑姫・神田聡訳『朝鮮王朝実録』（一九九七年、新潮社）では、「高宗実録」・「純宗実録」の編纂は、昭和二年四月にはじまり、昭和一〇年三月に編纂を終えたとするが、^⑪どのような文献によつたかは明示されていない。また、昭和二年に編纂がはじまつたとあるが、何に拠つたのかは示されていない。

さて、李王職による左の三つの伝記編纂の話しに戻る。伝記編纂は、昭和一四年度から開始され、昭和一六年度に完了。昭和一七年九月付「本書刊行趣旨概要」、昭和一八年三月一五日付印刷・三月二〇日付発行で、それぞれ『徳寿宮李太王実記』・『昌徳宮李王実記』・『李熹公実記 李竣公実記』という書名で刊行された。それぞれの編纂のルールについての詳細はわからないが、巻首に掲げられた「凡例」が多少参考になると思うので触れてみたい。

○『徳寿宮李太王実記』

凡 例

- 一、本書は故李太王殿下の御誕生より薨去に至るまでの御閲歴を詳述せるものなり。
- 二、殿下が国王又は皇帝として御在位中政治上の御事蹟は実録並に宝鑑に詳かなるを以て本書に於ては一切之に触れざるも、特に重要と認むる事項は之を掲記し、又所々註記を施せり。
- 三、本書は殿下が御閲歴の年月次を詳かにし、且実録並に宝鑑との対照を便ならしむる為め日記体を採用せり。
- 四、本書の紀年は帝国の年号を用ひ、旧韓国時代の年号は之を註記せり。
- 五、本書文中に敬語を用ふること勿論なるも、文勢の都合上成るべく最少限度に止め、普通史家の筆法を用ひたり。
- 六、本書は下に掲記する引用書に依り最も忠実に実事を蒐輯し、行文は出来得る限り平易になしたるも、従来朝鮮の用語として普通に使用せらるゝ名称・熟語等は尚其のまゝ之を襲用せり。
- 七、本書の編纂に使用せし引用書目左の如し。

高宗実録 高宗宝鑑 承政院日記 承宣院日記 秘書院日記 秘書監日記 宮内府日記 奎章閣日記 日省録 承寧府日記 徳寿宮日記 増補文献備考 両銓便考 文品案 万姓大同譜 瑤源譜略 瑤源統譜 朝鮮史典攷大方 進饌儀軌 進宴儀軌 国朝榜目 百世通譜 宮闕志 大典会通 同文彙考 銀台条例 実録成案 嘉礼都監儀軌 名世叢考 琬琰通考 本朝紀事 祔廟儀軌 葬儀主監儀軌 永徽園膳録 珠淵集

○『昌徳宮李王実記』

凡 例

一、本書は故李王圻殿下の御誕生より薨去に至るまでの御閱歴を詳述せるものなり。
二、本書は徳寿宮李太王実記と全く同じ体裁に則り、政治上の御事蹟は之を実録及び宝鑑に譲りて一切触れざるこ
ととせるも、特に重要と認むる事項は之を掲記し又所々註記を施せり。

(二から五は、『徳寿宮李太王実記』と同じもので省略)

六、本書は次に掲記する引用書に依り、最も忠実に事実を蒐輯し、行文は出来得る限り平易になしたるも、従来朝
鮮の用語として普通に使用せらるゝ名称・熟語等は尚其のまゝ之を襲用せり。

七、本書の編纂に使用せし引用書目左の如し。

高宗実録 純宗実録 高宗宝鑑 純宗玉鑑 東宮日録 春桂坊日記 承政院日記 承宣院日記 秘書院日記 秘書
監日記 宮内府日記 奎章閣日記 日省録 承寧府日記 徳寿宮日記 増補文獻備考 両銓便考 文品叢案 万姓
大同譜 瑠源譜略 瑠源統譜 朝鮮史 典攷大方 進饌儀軌 進宴儀軌 国朝榜目 百世通譜 宮闈志 大典会
通同文彙考 銀台条例 嘉礼都監儀軌 名世叢考 琬琰通考 本朝紀事 耐廟儀軌 葬儀主監儀軌 正軒集

○『李熹公実記 李峻公実記』

凡 例

一、本書は李熹公・李峻公御父子の御誕生より薨去に至るまでの御閱歴を詳述せるものなり。

二、本書に於ても徳寿宮・昌徳宮両実記と同様に、政治的記述を避け、専ら御身边に関する記事を載せたり。

三、本書に於ても両公の御閲歴の年次を詳かにし、日記体を採用したること徳寿宮・昌徳宮両実記と同様なれども、公家の由来と両公行実の概要を知るに便ならしむる為、公家世系略説・公家の由来・行実概要を附したり。

四、両公は共に直接政界の表面には立らせられず、王家の懿親として専ら国王の日常行事に従ひ、入侍又は從陞せらるゝこと多かりしを以て、勢ひ国王の御行動を記述するを要したれども、繁鎖を避けて一々国王の文字を明記せず、親行・親臨・展拜等の如き語辞を以て国王の御行動を表示せり。

五、両公御閲歴は右の公事以外に私的御身边記事にも当然亘るべき筈なるも、此等に関する資料多く湮滅したるが為め、之を詳記し能はざりしは頗る遺憾とする所なり。

六、本書の編纂に参考せし引用書目左の如し。

両公從宦録 王公族御履歴書 両公家族譜 興宣獻懿大院王墓誌銘 李熹公神道碑 李峻公神道碑 高宗実録

高宗宝鑑 純宗実録 純宗宝鑑 承政院日記 承宣院日記 秘書院日記 秘書監日記 宮内府日記 奎章閣日記

日省録 承寧府日記 徳寿宮日記 璿源譜略 璿源統譜 本朝紀事

新編 明治編年史

右の「凡例」から読み取るべき重要な点は、「徳寿宮李太王実記」と「昌徳宮李王実記」の編纂においては政治上の事蹟は実録や宝鑑に記されているので触れていないが、特に重要と思われる事項は掲記した、また同じく「李熹公実記 李峻公実記」に於ては政治的記述を避けたという点である。

しかし、右のような編纂であるからと言ってその内容を低く評価することは早計であろう。実記の編纂は、実録や宝鑑とは異なる点に重点を置いて行われたのであり、その面で重要な事蹟を伝えている。実録と実記は、王公族の生涯をトータルに捉えて総合的にみる伝記史料であると理解したい。これらの実記から何を読み取るかは読み手の力量にかかっており、決して史料の価値を低くするものではない。

おわりに

以上、僅かな史料からではあるが宮内省図書寮と李王職における李太王、李王、李熹公、李峻公の伝記編修（纂）の経緯の一部ではあるが明らかにした。本稿での検討は、関係史（資）料が少ないことから、不十分な箇所、或いは錯誤があることが考えられるが、こうした点については識者の御指摘をお願いしたい。

最後にこれまで検討してきた実録・実記に関する所在情報などを、筆者が把握している範囲で再度整理してみたい。

○宮内省図書寮―なお現在、宮内公文書館で所蔵・公開されている「李太王実録」、「李熹公実録」、「李峻公実録」の一覧を最後に付した。

①「李太王実録」（六冊。資料二四冊）―宮内公文書館所蔵・識別番号八五三一七〜八五三四六。毛筆。但し、朱書きによる校訂・訂正などが施されており清書本ではない。なお、佐野市立博物館には「李太王実録」巻一〜巻四（＝完成本の第一章から第八章まで）が、早稲田大学図書館には「李太王実録」の中から外交関係の部分を抜萃した「李太王実録中 外交関係抜萃」が所蔵されている。

②「李熹公実録」（三冊。資料六冊）―宮内公文書館所蔵・識別番号八五三四七〜八五三五五。一・二タイプ、三＝最初のみタイプで、以後毛筆。但し、朱書きによる校訂・訂正などが施されており清書本ではない。

③「李峻公実録」（二冊。資料五冊）―宮内公文書館所蔵・識別番号八五三五六〜八五三六二。毛筆。但し、朱書きによる校訂・訂正などが施されており清書本ではない。

○宮内省李王職

- ①「李太王実録」―原本の所在不明。「朝鮮王朝実録」の「高宗実録」。
- ②「李王実録」―原本の所在不明。「朝鮮王朝実録」の「純宗実録」。
- ③『徳寿宮李太王実記』―昭和一八年三月刊行。学習院大学東洋文化研究所・東京大学駒場図書館・名古屋大学

附属図書館が所蔵。

④『昌徳宮李王実記』—昭和一八年三月刊行。学習院大学東洋文化研究所・東京大学駒場図書館・名古屋大学附属図書館が所蔵。

⑤『李熹公実記 李垞公実記』—昭和一八年三月刊行。学習院大学東洋文化研究所が所蔵。

最初に述べたように近代における日本と韓国の関係をどのように理解するのか、さらにはどのような歴史認識を共有するのかという問題は、将来の両国関係をどのように構築していくのかという問題に密接に繋がっている。であるならば両国関係の歴史を正しく理解するための史料の発掘は、重要且つ基礎的な作業と言わざると得ない。

確かに本稿で触れた実録(記)は、日本の立場から編修(纂)した伝記である。また、各記事は繁を避け簡であるかもしれない。しかし、そうした諸々の限界を確認したとしても、そこには我々がいまだ知り得ていない情報も少なくない。厳格な史料批判を行い、他の史料との突き合わせを行った上で利(活)用すれば、歴史理解の幅を広げ、且つそれをより深く掘り下げることが可能となるのではないかと期待する所以である。

近代における両国の歴史があまりにも激しく展開したこと、そのために関係者や関係機関で複雑な配慮が払われ、関係史(資)料の公開を躊躇したり、消極的となった事情がある。そのため歴史の真実に迫ることができる史(資)料情報の取得や整理、さらには公開が中々できなかつたことは否めない。しかし、最近ではその状況も変わりつつある。粘り強く調査を重ねてみると、未知の史(資)料が調査の手を待つが如く静かに眠っていることに会うこともある。さらには宮内公文書館から今後整理が済み次第、順次公開されるであろう李王職関係の公文書類の中に貴重な史料がある可能性は高い。いずれにしても今後も史料の発掘に努めたい。

註

(1)王公族の研究については、金英達「朝鮮王公族の法的地位について」(『青丘学術論集』第一四集)、伊藤之雄

- 「近代日本の君主制の形成と朝鮮——韓国皇帝・皇族等の日本帝国への包摂」（京都大学法学会『法学論叢』第一五四巻第四・五・六号）、新城道彦『天皇の韓国併合 王公族の創設と帝国の葛藤』（法政大学出版局、二〇一一年）などがある。なお、『天皇の韓国併合 王公族の創設と帝国の葛藤』の巻末に掲載されている「参考文献」は非常に幅広く関係史（資）料や研究書・論文を紹介しているので研究上有益この上ないものとなっている。
- (2) 日韓両国の歴史認識に関する共同研究の成果として『日韓歴史共同研究報告書（第一期）』及び『日韓歴史共同研究報告書（第二期）』がある。これらの報告書は、両国の歴史認識に関する基本的な相違がどのような点にあるかを明らかにしている。
- (3) 宮内公文書館所蔵・図書寮「重要雑録 自大正十年至昭和五年」（識別番号／二四一八五）。
- (4) 「李太王実録」・「資料」、「李熹公実録」・「資料」、「李峻公実録」・「資料」は、現在、すべて宮内公文書館で公開されているので利用することができる。論文の最後にその情報を掲げたので参照してほしい。
- (5) 「儀軌」が日本にもたらされた経緯については、NHK取材班編著『朝鮮王朝「儀軌」百年の流転』（NHK出版、二〇一一年）に詳しい。なお、本書の内容そのものに係わった研究者の一人である永島宏紀氏は、「儀軌をもてあそび、「儀軌」に振り回される人々 NHK『朝鮮遺産 百年の流転』顛末記」を発表され、本件に関するNHK取材班の取り組み方についての問題点を指摘しているので、歴史研究者としての永島氏の真意を理解しなければならぬので併せて参照してほしい。
- (6) この朝鮮総督府から宮内省図書寮への寄贈に関連するものとして、佐賀県立名護屋城博物館が所蔵する史料（「朝鮮総督府」罫紙使用）がある。日付は「大正九年十月二日起案」、件名は「朝鮮図書無償譲与依頼二対スル回答」、上部欄枠内に「廃案」と記されている。起案者と思われる「主任」（印字）のところに印が押されているが判読できない。「総督」（印字）以下のところには印はない。左にその全文を引用する。

別紙図書頭ヨリ李太王及李王時代ノ儀軌類無償譲与方依頼有之候ニ付、四部以上現存シ事務上差支ナキモ各一部左案ヲ以テ寄贈相成可然哉。仰高裁。

案

朝鮮総督府参事官

宮内省図書頭宛

本年九月十八日附図普第一九二号ヲ以テ李太王及李王時代ニ於ケル儀軌類無償譲与方依頼ノ趣了承。即ち別紙目録ノ通、別途鉄道便ヲ以テ送附候条御查收相成度。此段及回答候也。

追テ嘉礼都監儀軌第一三一五四号二冊、上号都監儀軌第一三四〇七号一冊、尊崇都監儀軌第一三四五一号一冊、哲宗大王祈廟都監儀軌第一三八五号一冊ハ既ニ貴府へ貸付セシモノユへ、其儘御留置相成度候也。

尚 図書送附二要スル荷造運賃等ハ御支払相成度申添候也。

いづれにしても「廃案報告書」中にある宮内省へ寄贈された「儀軌」は、「特別処分」によるもので「今後ノ例」とならない形での寄贈であつた。

(7) 現在、宮内公文書館で公開されている「李太王実録」は、本編六冊・資料二四冊の計三〇冊である。よつて筆者は、総数一〇二冊で構成される「李太王実録」を实見していない。

(8) 「概要」の記事に関わる期間中の李王職長官及び同次長は、左の如くである。

【長官】

篠田治策 昭和二年一月 六日―昭和二年四月 七日
韓昌洙 昭和二年四月 七日―昭和七年七月 一日
篠田治策 昭和七年七月 一日―昭和十五年三月 九日
李恒九 昭和十五年三月 九日―昭和二〇年三月一〇日

【次長】

篠田治策 大正二二年二月二四日―昭和七年七月 一日
李恒九 昭和七年七月 一日―昭和十五年三月 九日
児島高信 昭和十五年三月 九日―昭和二十一年一月三〇日

(9)なお、永島広紀氏は、左のようなメンバーが構成員であったとしている（同「日本における近現代日韓関係史研究」〈『日韓歴史共同研究報告書（第一期）第三分科報告書』〉所収）。

委員長―篠田治策（李王職長官・法学博士）

副委員長―李恒九（李王職次官・男爵）

監修委員―小田省吾（京城帝国大学教授）・鄭万朝（経学院大提学）・朴勝鳳（中枢院参議）・成田碩内（李王職囑託）・金明秀（元李王職事務官）・徐晩淳（元宮内府秘書院丞）

編輯委員―徐相助（中枢院参議）・南奎熙（元中枢院参議）・李明翔（元宮内府宗正院卿）・趙経九（元宮内府奉常司提調）・洪鍾瀚（元朝鮮総督府郡守）・権純九（元朝鮮総督府郡守）

史料蒐 朴胃彬（李王職事務官）・李源昇（元李王職事務官）・李能和（元朝鮮総督府編修集委員官）・菊池謙讓（元大陸通信社社長）

庶務委員―末松熊彦（李王職事務官）・志賀信光（李王職事務官）

会計委員―佐藤明道(李王職事務官)

監修補―金碩彬(元朝鮮総督府郡守)・江原善権(元朝鮮総督府理事官)・崔寧鎮(元宮内府助委員秘書院丞)・崔奎煥(元李王職属)

編纂補―浜野鐘太郎(元朝鮮総督府道警視正)・李秉韶(元宮内府秘書院丞)・李豊用(元李助委員王職属)・水橋復比古(元朝鮮総督府郡書記)・李準聖(元農商工部主事)・金炳明(元法部主事)・洪明基(元宮内府水輪課主事)

史料蒐集―北島耕造(元京城高商嘱託)

また、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所貴重資料室が所蔵する「李王職長官篠田治策旧蔵文書」中に編纂開始時のものと推定される「実録編纂委員会規定」(全一五ヶ条)がある。内容は編纂業務を進めるための極々基本的なことを列記したものである。

(10)この末松の一九一九年から史料蒐集が開始され、一九三〇年に編纂委員が任命されたとの記述は、篠田の「李太王実録の編纂」の記事と符合している。

(11)同書、三六四頁～三六五頁、三六八頁。

(12)なお、篠田治策の関係文書については、スタンフォード大学フーパー研究所蔵の「篠田治策文書」(九州大学韓国研究センター編集発行『韓国研究センター年報』Vol.8 〱二〇〇八年)に同文書の概要が紹介されているので参照してほしい)、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所蔵の「李王職長官篠田治策旧蔵文書」があり、これらの史料を精査することでより深く実録(記)の編修(纂)の経緯を明らかにすることが可能となろう。

「李太王実録」一覽

No.	識別番号	名称	作成年	冊数	作成部局
1	85317	李太王実録 1	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修
2	85318	李太王実録 2	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修
3	85319	李太王実録 3	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修
4	85320	李太王実録 4	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修
5	85321	李太王実録 5	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修
6	85322	李太王実録 6	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修
7	85323	李太王実録資料 1	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修
8	85324	李太王実録資料 2	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修
9	85325	李太王実録資料 3	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修
10	85326	李太王実録資料 4	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修
11	85327	李太王実録資料 5	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修
12	85328	李太王実録資料 6	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修
13	85329	李太王実録資料 7	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修
14	85330	李太王実録資料 8	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修
15	85331	李太王実録資料 9	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修
16	85332	李太王実録資料 10	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修
17	85333	李太王実録資料 11	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修
18	85334	李太王実録資料 12	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修
19	85335	李太王実録資料 13	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修
20	85336	李太王実録資料 14	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修
21	85337	李太王実録資料 15	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修
22	85338	李太王実録資料 16	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修
23	85339	李太王実録資料 17	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修
24	85340	李太王実録資料 18	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修
25	85341	李太王実録資料 19	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修
26	85342	李太王実録資料 20	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修
27	85343	李太王実録資料 21	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修
28	85344	李太王実録資料 22	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修
29	85345	李太王実録資料 23	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修
30	85346	李太王実録資料 24	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修

「李熹公実録」一覧

No.	識別番号	名称	作成年	冊数	作成部局(者)
1	85347	李熹公実録 1	大正 8 ~ 12 年	1 冊	編修員・王族及公族実録編修担任図書寮御用掛従四位勲四等法学博士浅見倫太郎
2	85348	李熹公実録 2	大正 8 ~ 12 年	1 冊	編修員・王族及公族実録編修担任図書寮御用掛従四位勲四等法学博士浅見倫太郎
3	85349	李熹公実録 3	大正 8 ~ 12 年	1 冊	編修員・王族及公族実録編修担任図書寮御用掛従四位勲四等法学博士浅見倫太郎
4	85350	李熹公実録資料 1	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修
5	85351	李熹公実録資料 2	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修
6	85352	李熹公実録資料 3	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修
7	85353	李熹公実録資料 4	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修
8	85354	李熹公実録資料 5	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修
9	85355	李熹公実録資料 6	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修

「李垞公実録」一覧

No.	識別番号	名称	作成年	冊数	作成部局(者)
1	85356	李垞公実録 1	大正 8 ~ 12 年	1 冊	編修員・王族及公族実録編修担任図書寮御用掛従四位勲四等法学博士浅見倫太郎
2	85357	李垞公実録 2	大正 8 ~ 12 年	1 冊	編修員・王族及公族実録編修担任図書寮御用掛従四位勲四等法学博士浅見倫太郎
3	85358	李垞公実録資料 1	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修
4	85359	李垞公実録資料 2	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修
5	85360	李垞公実録資料 3	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修
6	85361	李垞公実録資料 4	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修
7	85362	李垞公実録資料 5	大正 8 ~ 12 年	1 冊	図書寮編修課実録編纂掛編修